

児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト【施設版】

No.	チェック項目	回答
1. 子どもの安心・安全な生活の保障		
[1-1]	子どもが安心して職員に相談できるような雰囲気づくり、関係づくりを図っている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[1-2]	子どもが自らの権利を理解できるよう、「子どもの権利ノート」等を活用した説明の場を設けるなど、年齢など理解力に応じた支援をしている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[1-3]	自立支援計画の策定、見直しにあたっては、個別に子どもと話をする機会を設け子どもの意見を十分聴くとともに、疑問等にも適切に答えるなど、一緒に考えるようにしている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[1-4]	苦情解決責任者（施設長等）、苦情受付担当者（職員）、第三者委員を選任して、苦情解決体制を整備し、子どもに説明している。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[1-5]	意見表明等支援事業を活用する等により子どもの意見を尊重し、子どもが安心・安全な生活を送ることができるよう、配慮している。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
2. 被措置児童等虐待の防止		
(2-1) 虐待や不適切な関わりの予防		
[2-1-a]	子どもに対する不適切な関わりは許されないということを子ども自身が理解できるよう、説明や学習の機会を設けている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-1-b]	生活支援において、職員が不適切な関わりに関する子どもの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-1-c]	「職員による不適切な関わりがないか」「子ども同士の暴力やいじめ等がないか」を把握するための仕組み（職員や施設長が子どもから直接話を聴く機会を定期的に設ける等）がある。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-1-d]	子どもへの不適切な関わりに関して、職員同士が話し合えるような雰囲気づくり、関係づくりに取り組んでいる。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-1-e]	子どもへの不適切な関わりに関して、全ての職員に対し通告義務があることを周知している。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-1-f]	子どもへの不適切な関わりに関して、保護者や学校、児童相談所、医療等関係者との情報共有等に取り組んでいる。	YES ・ NO
	〔摘要〕	

児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト【施設版】

No.	チェック項目	回答
(2-2) 職員研修等による意識醸成		
[2-2-a]	「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の活用および、施設で倫理綱領や行動規範を定める等により、職員教育と倫理観の醸成に努めている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-2-b]	施設長は、子どもの権利擁護について、職員の意識向上を図るよう努めている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-2-c]	不適切な関わりについての具体的な事例や、威圧的にならない養育技術など、実践的な職員研修やOJT等を実施している。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-2-d]	実習生やボランティアなどに対しても、子どもへの不適切な関わりの防止とともに、子どもの権利や個人情報、プライバシー保護等に関する説明を行っている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
(2-3) 組織体制の整備		
[2-3-a]	子どもの個人情報、プライバシーを保護するため、手紙や写真、記録等の取扱いや、子どもの居室に職員が入る際のルール、SNSの利用方法等について、職員への周知、意識向上の取り組みを行っている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-3-b]	職員一人で抱え込むことがないように、困ったときに相談できる体制づくり、関係づくりを図っている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-3-c]	施設長と職員が話し合う場を定期的に設け、子どもの養育や支援、その他個々の職員の課題や悩みを把握し、個別に指導・助言等を行うとともに、適宜対応策を講じている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-3-d]	子どもの養育・支援について、施設長や基幹的職員、第三者の専門家等からスーパーバイズを受けられる体制を整備している。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-3-e]	定期的に職員による養育検討会議等を開き、チームで個別支援が図れるよう整えている。また、専門職や施設長等を交え、多角的な視点を取り入れる体制を整えている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-3-f]	実習生やボランティアなどからも気づいたことがあれば聴くなど、第三者の声を大切する環境を整えるよう努めている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[2-3-g]	「保育士特定登録取消者管理システム」の活用や、「こども性暴力防止法」等に基づく安全確保措置、情報管理措置等を適切に運用している。	YES ・ NO
	〔摘要〕	

児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト【施設版】

No.	チェック項目	回答
3.被措置児童等虐待への対応		
[3-1]	職員、あるいは子ども同士による不適切な関わりがあったときに、ほかの職員や児童相談所等に相談することを子どもに説明している。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[3-2]	職員は、被措置児童等虐待やその可能性がある事態を把握した場合は、児童相談所等にすみやかに通告すること、また、それを理由として、その職員が解雇その他不利益な取り扱いを受けることがないことを、周知されている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[3-3]	不適切な関わりが確認された場合、子どもや保護者に対する報告・支援や行政への報告等、適切な対応ができるように対応方策の手順を定めている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[3-4]	不適切な関わりの防止、発生時の原因等分析、周知・啓発、再発防止策等を検討するための委員会等を組織するなど、検討する仕組みができています。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[3-5]	不適切な関わり等による子どもの権利侵害が発生した場合、懲罰（賞罰）委員会等を設けるなど、法人として懲戒処分を適切に対応する仕組みができています。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
4. チェックリストの実施		
[4-1]	施設長を責任者として、原則、全職員でチェックリスト（施設版・職員版）に取り組んでいる。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[4-2]	本チェックリストの実施により意識や見解に相違のあった項目については、話し合いの場を設け、その原因の確認や相違の解消、課題の共有化等を図っている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	
[4-3]	本チェックリストの実施により明らかとなった課題について、具体的な改善策等を検討し、実施する体制が整っている。	YES ・ NO
	〔摘要〕	